

(様式第1号)

平成22年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

| | |
|---------|---|
| 日 時 | 平成22年11月8日(月) 14:00~16:00 |
| 場 所 | 芦屋市男女共同参画センター 会議室E |
| 出 席 者 | 出 席 会長 高島進子 委員 宮地光子, 西川やす子, 村上由起, 中井紘子, 中山克彦, 堀晃二 欠 席 副会長 柳屋孝安 委員 宮本由紀子, 吉川博美 (敬称略) |
| 事 務 局 | 市民生活部 竹内部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 入山, 松本 |
| 会議の公開 | 公 開 |
| 傍 聴 者 数 | 0人 |

1 会議次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

配偶者等からの暴力対策基本計画中間まとめ(案)について

(3) その他

2 提出資料

「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画中間まとめ(案)」

3 審議経過

=開会=

事務局/岡田：定刻になりましたので、ただ今から平成22年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに、この審議会ですが、昨年3月に制定された「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき、設置されたものです。

また、この会議は、芦屋市情報公開条例第19条の規程に基づき、原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合のみ、非公開についてお諮りさせていただきます。本日現在のところ、傍聴のご希望はございません。またもし、傍聴のご希望がありましたら、お声をかけさせていただいてお入りいただくことになるかと思っております。

会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくお願いたします。

この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため

「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等についてご説明をさせていただきました。

また、本日柳屋副会長と吉川委員、宮本委員は、欠席でございます。

それでは、会議の開催にあたり、高島会長からご挨拶をお願いいたします。

高島会長：こんにちは。これまで今年に入り、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」につきまして、専門の方々からなる計画策定の委員会を3回いたしました。11月4日に3回目を開催したのですが、そこで中間まとめが生まれて、色々な意見をいただきました。今日、引き続きまして審議会からもこの中間まとめについて、ご意見をいただいたうえでパブリックコメントにかけるといってございまして。皆様方の市民レベルからのいろんなご意見が出るとお思いますので、それを十分反映できるようにお思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局/岡田：ありがとうございます。それでは、資料の確認ですが、あらかじめお配りしている中間まとめ（案）はお手元にありますでしょうか。もしなければお申し出ください。本日配布しているのは、DVの相談カード2枚です。1つは芦屋市が毎年11月に行なう女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーンのときに配布するカードと、もう1つは芦屋市男女共同参画センターの相談カードです。それから「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」と、これも芦屋市男女共同参画センターで作成している「ドメスティックバイオレンスを知っていますか」というパンフレット、さらに市のお困りです課で作成した「芦屋市の相談窓口」という一覧表で、市の様々な相談窓口がありますが、それらだけではなく、市以外の相談窓口についてもまとめたものです。それから第1回の審議会で皆様にご意見をいただいた男女共同参画の行動計画の「平成21年度実績報告書・22年度実施計画書」を冊子にしたものをお配りしています。資料の確認は、以上でございます。それでは、高島会長から、議事進行をお願いいたします。

高島会長：それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきます。最初に「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画の中間まとめ（案）」について、今から事務局岡田課長に、約1時間くらいかけて、ご説明いただきますので、じっくりとお聞きください。

事務局/岡田：それでは、少しお時間をいただくのですが、この資料を説明させていただく前に、この計画の根拠となっている通称DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」をご覧いただきながら、説明させていただきます。配偶者からの暴力を防止する、それから被害者の保護を主たる目的として制定された法律です。

その前文には、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と書かれています。DVを犯罪行為をも含む重大な人権侵害である、そういう認識にたつてこの法律はできているということです。さらに、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」となっています。ここではわざわざ前文で、被害者の多くが女性であるという実態を踏まえたも

のになっています。そういう前提にたちまして、「ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。」ということがこの法律の趣旨として述べられています。この法律は平成13年に制定され、平成16年に一度改正をされており。現在の改正DV防止法は、平成20年1月に改正施行されているものですが、このように前文の中にある認識にちながら、被害者の保護、それから暴力の防止について、図っていくというものです。

第1条ですが、ここでは配偶者からの暴力とはどういうものか、定義が書かれています。殴る、蹴るなどのいわゆる身体的な暴力だけではなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含めて、配偶者からの暴力であると法律には定義されています。この法律による配偶者というのは、法律上婚姻関係にあるご夫婦のほか、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む、つまり事実婚を含んで配偶者と規定しています。また、過去において配偶者であったものも含むと規定しています。

第2条の3、「都道府県基本計画等」で、都道府県は基本計画を定めなければならない、となっております。県はもともと基本計画を策定しなればならなかったのですが、第3項で「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とあり、県だけではなく、市においても基本計画策定が努力義務となっております。本計画は、この第2条の3第3項に基づく市町村基本計画であるということです。

それから第3条の「配偶者暴力相談支援センター」ですが、これは、あとでもう少し詳しく説明させていただきますが、都道府県それから市町村は、配偶者暴力相談支援センターというものの機能整備をして、その中で相談に応じたり、自立の支援にあたりたりしていく、都道府県は義務で、市町村は努力義務となっているのですが、県と市とが役割分担をし、支援センター機能の整備をして、被害者の保護、支援にあたっていくようにということが、第3条で位置づけられています。これらをふまえていただき、資料をご覧ください。

まず、お配りしている資料の1ページ「計画策定にあたって」というところですが、今申し上げましたように、DV防止法の趣旨に沿ってこの計画を策定していくのですが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということ、それからもう一つ、被害者のみならず、養護する子どもの心身の成長や人格の形成にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる行為であるということです。暴力が直接、子どもに及ぶということもありますが、それだけではなく、子どもには手を出さなくても、家庭の中で片方の親が、もう片方の親にDVを行なっているという状況を見せること自体が、児童虐待となる行為であるという認識です。

それから、DVというのは、殴る、蹴るなどの直接的な暴力だけではなく、おどす、どなる、威嚇するなどの心理的な暴力、中絶の強要などを含めた性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、さらに実家や友人との付き合いを制限し、そいつ

たことをどこにも誰にも相談できないようにして、孤立させるといった社会的な隔離など、そういう心身に有害な影響を及ぼすような言動もDVに該当するということです。

また被害者の多くは女性で、その背景には、性別による固定的な役割分担意識が隠れていたり、現実には男女の経済的格差などの社会構造的な問題が背景にあるとされています。DVは家庭の中で起こるのがほとんどのため、被害が外から見えにくく、被害者自身が我慢したり、相談を躊躇したりすることがよくあるため、被害が潜在化しやすく、外に出てきたときにはかなり深刻化しているという特徴があります。外から見えにくいということだけではなく、もともと家庭内の問題に外から介入すべきではないという考え方や、被害者に非があるから暴力をふるわれているのではないかといった周囲の無理解が被害者を傷つけ、被害を一層潜在化、深刻化させているといった現状があります。

芦屋市においては、これまでも男女共同参画社会の実現を目指し、行動計画の策定や男女共同参画推進条例の制定など、男女共同参画推進の取組を進めてきたのですが、今回の計画の策定にあたっては、次の世代にDVを残さない教育、DVの予防を進めながら、今現在ある被害については、被害者の早期発見、自立支援を含めた保護を図るために、この計画を策定していこうというものです。

1ページ一番下をご覧ください。先ほど申し上げたDV防止法の中では、配偶者からの暴力と規定されているのですが、この計画においては、そのほかに交際相手からの暴力も、対象としていきたいと考えています。

2ページ「3 本市におけるこれまでの取組」で、芦屋市では、これまでに平成15年の行動計画策定時に、基本課題の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置づけておりますし、それに基づいて、色々な施策や事業を進めてきているところです。一つには今日お配りしているDV防止リーフレットなどを作成し、意識啓発を行ったり、警察等との協働によるDV街頭キャンペーン活動を行ったり、あるいは、DVの相談事業などの取組を進めています。これらは男女共同参画センターにおいて進めてきた事業ですが、直接の支援にあたる福祉事務所においても、緊急時における一時保護等の実施に向けてのつなぎ、送致、自立支援施設への入所対応など、実際の支援を行なっています。

本計画の位置づけですが、3ページ「5 計画の位置づけ」をご覧ください。総合計画を上位計画とし、その他の関連計画との連携を図りながら、この計画を進めていくということです。

4ページ「6 計画の期間・進行管理」ですが、この計画は23年度から29年度までの7年間としています。2年後に、男女共同参画の行動計画の見直しを行なう予定になっておりますので、その時にこの計画も見直すべきところがないか点検を行なったうえで、見直ししなければならないところがあれば、その時に法改正も含めて見直します。その他、2年後でなくても法改正等により、新たに盛り込むべき内容が生じた場合には、必要に応じて見直しをかけます。また、進行管理は、今現在、男女共

同参画推進審議会において、行動計画の進行管理を行なっていますので、本計画についてもあわせて報告を行ない、進行管理をしていきたいということです。

5 ページからの第2章には、資料をいくつかつけています。DVを取り巻く現状をこの資料の中から、ご覧いただきたいと思います。まず、「(1) 配偶者からの被害経験」で、特に女性のところをご覧ください。これは、内閣府の平成20年度の調査ですが、配偶者からの被害経験で10.8%の女性が「何度もあった」と回答しています。「1, 2度あった」という女性の22.4%も含めると、これは結婚経験のあるかたですが、かなりの数の女性が、配偶者からの暴力があったとお答えになっています。

その下は、芦屋市の調査ですが、「暴力を受けたことがある(受けている)」とお答えになられたかたが、女性で7.1%、「身近に(両親を含む)暴力を受けた当事者がいる」とお答えになられたかたが、8.2%おられるということです。全国平均に比べたら少ないのですが、これくらいのかたが、被害経験があるということです。

6 ページの上の図、これは内閣府の調査ですが「配偶者から被害を受けたときの行動」として、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」とお答えになられたかたが、女性で42.1%、「別れたい(別れよう)とは思わなかった」とお答えになられたかたが、「42.4%」で、結果的に別れなかったかたが、84.5%ということです。なぜ、その時に別れなかったのか、その下の図「配偶者と別れなかった理由」ですが、「経済的な不安があったから」とお答えになられたかたが、女性で28.4%おられたということ、やはり生活に不安があって、この先どうしていったらいいんだろう、自分が我慢さえすればいいということで、その結果、相談しなかったということに結びついているのかもしれない。

8 ページ、全国と兵庫県の相談の状況です。上の図は、内閣府の調べで「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」です。全国は、平成14年度には35,943件だったものが、平成21年度には72,792件と2倍以上になっています。兵庫県は、平成14年度に850件だったものが、平成21年度には3,438件と4倍以上になっています。その下の図は「警察における暴力相談等の対応件数」ですが、やはり全国をみると、平成14年度には14,140件だったものが、平成21年度には28,158件、兵庫県をみると、同じく624件が1,867件になっているということです。

9 ページ、「婦人相談所における一時保護件数」ですが、全国をみますと平成14年度には3,974件が、平成20年度には4,666件、兵庫県では平成14年度には246件だったものが、平成21年度には177件になっています。全国、兵庫県はこういった傾向ですが、芦屋市は、下の図「DV相談件数」です。この相談件数は、芦屋市男女共同参画センターで受けているDV相談件数と、福祉事務所で受けているDVに関する相談件数の合計です。平成17年度には62件だったものが、平成21年度には125件となっています。

10～11 ページをご覧ください。芦屋市の現状は今お伝えしたとおりですが、今回注視していますのは、この10～11 ページで、実際にDV被害を受けた場合の相

談先で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とお答えになられているかたが、全国、内閣府の調査で、女性の53.0%あるということ、芦屋市の市民意識調査でも女性で「相談したかったが、相談しなかった」とお答えになられたかたが18.2%、「相談しようとは思わなかった」とお答えになられたかたが34.5%で、結果として相談しなかった女性が52.7%あるということです。つまり、配偶者からの暴力の被害にあわれている半数以上のかたが、どこにもだれにも相談していないという現状があるということで、ここに潜在化がみてとれるのではないかということで、注目しております。

そういう状況を踏まえ、具体的な施策を説明させていただきます。20ページをご覧ください。ここには、この計画の基本方針と基本目標を掲げています。この計画は、基本方針として、「配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、幅広い関係機関の連携のもと、暴力を容認しない社会環境づくりや被害の防止、被害者の早期発見・安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。」という基本方針を定め、次に掲げている5つの基本目標に沿って、実際の施策の方向を定めています。

基本目標の1つは、先ほどからの状況も含め、まずは相談機能を充実していかなければならないだろうということです。「どこ（だれ）にも相談しなかった」とお答えになられたかたが、これだけの数おられるということを踏まえて、まずは「(1) 相談機能の充実」を挙げています。

それから、「(2) 被害者の安全確保」で、先ほど、県と市の役割分担のことを申し上げましたが、この計画の中では、県と市で役割分担をしながらやっていきます。それは、法律(DV防止法)と、国が出している基本方針の中で、都道府県と市町村はそれぞれの役割がある、それぞれの役割に従って分担しながら、連携して、一時保護、被害者の安全確保を図るということが示されております。婦人相談所による一時保護の実施は、都道府県の役割と位置づけられております。ただそこにつなぐ手続きは、市町村の役割となっております。

「(3) 被害者の自立支援」で、緊急の一時保護のあと、被害者が自立した生活を営んでいくことができるように、福祉事務所が中心となり、行なうのですが、その自立支援の体制整備ということです。

実際にある被害に対しては、そのように支援を行なうのですが、「(4) 啓発の推進」は、新たなDVを生み出さないということ、DVというのは明らかな人権侵害であるとの認識を社会全体が持って、一人ひとりが理解を深めたうえで、DVの予防に努めていかなければ、被害があとを絶たないということです。

「(5) 関係機関の連携、人材の育成」ですが、先ほど申し上げた役割分担のときにも、各行政機関やそれ以外でも関係機関との連携をし、人材の育成を図りながら、被害者の支援にあたるということで、この5つの基本目標を挙げています。

23ページをご覧ください。ここからは「施策の展開」ですが、まず、「基本目標1 相談機能の充実」で、内閣府の調査によっても、「どこ（だれ）にも相談しなかった」

と半数以上のかたがお答えになられているという実態，それからDVの特性として，被害者は加害者の支配・コントロールの下に置かれていて，いわゆる夫婦の間で対等な立場で行なわれるいざこざ，夫婦げんかとは全く違うものであり，片方がもう片一方を支配し，コントロール下に置いているという状態，これがDVの特性です。そういうことによって，自分は誰にも理解されていない，一人ぼっちであるといった孤独感や絶望感に陥ってしまったり，あるいは自分が悪いから暴力をふるわれるんだと，加害者からも言われたり，被害者自身が思い込まされていたりすることによって，時として判断力も低下している場合があるということです。こういう状況を踏まえて，被害者が安心して相談できる体制を早急に整備することが必要になってきます。

そこでまず，「(1)安心して相談できる体制づくり」ということです。これは法の中にも規定されているもので，「配偶者暴力相談支援センター機能の整備」をまず挙げています。さきほどから申し上げている県と市の役割分担についてですが，平成20年の改正DV防止法の施行に伴い，国が基本方針を示しています。その基本方針の中に，都道府県と市町村の役割をそれぞれ分担しながら，被害者の立場にたって切れ目のない支援にあたるということを定めています。県の役割は，一つは被害者支援の中核になって，一時保護等の実施にあたること，市町村への支援を行なうこと，それから広域的な施策を行なうこと，そういうことが県の役割として期待されています。それから市の役割として期待されているのが，住民の最も身近な行政サービスの主体として，相談窓口の設置や緊急時における安全確保，地域における継続的な自立支援，そういうものが市の役割として期待されているものです。配偶者暴力相談支援センターの機能はさきほどのDV防止法の第3条第3項に規定されているのですが，相談や安全の確保，情報提供となっています。その中で一時保護は県の役割分担で，相談事業については県も市も重なってやっていいので，県も市もやっていきます。それから，身近な実際の支援にあたる部分は市町村が中心になってやっていく，そういう役割分担をしながらやっていきます。市の支援センターは，これから機能を整備していかなくてはならないのですが，今現在，芦屋市においてはこういう支援センターはありません。これから支援センターを徐々に機能整備していくのですが，箱ものを作るのではなく，機能を整備する，その機能は何かといえば，被害者の立場に寄り添いながら，相談やカウンセリング，被害者の状況に応じて適切な情報提供を行なったりすることです。色々な情報提供をすることは，非常に大事なことで，自立した生活をしていくうえで最も重要なことは，被害者がどういう意向，意思をもって，その後の生活を営んでいかれるのかということです。被害者の意思に応じた適切な形で，選択肢を示しながら，情報提供を適切に行ない，場合によっては様々な相談機関，他の機関との連絡調整を図るといったことが支援センターの中で求められている機能です。その下のところに，配偶者暴力相談支援センターのことについての説明を入れています。

24ページ「苦情等への対応」ですが，これから支援センター機能を整備していけば，その対応に関するご意見や，場合によってはその対応に関する苦情などが出てくる，そういう申し出に対して，どのような対応をしていくのかということで，一つ

は市の公聴制度を利用します。芦屋市ではお困りです課，これは総合相談窓口，公聴の制度を持っておりますので，DVだけではなく，市全体に対する意見や，苦情を総合相談窓口で承っていくということ，それを使っていただくということです。それを前提にしながら男女共同参画推進条例における苦情等の申し出処理制度も活用しながら，結果的にそれが今後の支援につながるような形で取り組めたらと考えております。

25ページ「(2) 相談機関・支援職員の資質向上」で，市の中には本日お配りした「芦屋市の相談窓口」にあるように色々な相談窓口があります。そこにはDVだけではなく，相談を受ける窓口，関係機関があります。一義的にはDVの相談を受けるわけではないのですが，色々な相談を受けるなかで，DVの被害者についての基本的な認識がなければ，適切に相談につなげた方がよいかもしれないのに，被害者かもしれないということを見逃すことを防ぐため，関係機関・支援職員の資質向上をここに挙げています。特にDVの場合，二次的被害が起こりうる場合があります。25ページの下に書いてあるように，DVに対する認識がないため，それは夫婦げんかではないのかと軽く取り扱われてしまったり，せっかく相談に来たのに，それは愛情があるからそういうことがあるのではないかといったような無神経な言葉をかけられることによって，受けなくてもいい二次的被害を受けてしまうということの防止に向けた研修を行っていくということです。

26ページ「基本目標2 被害者の安全確保」で，先ほど申し上げたように一時保護は県の役割分担の一つになるのですが，そこに至る手続きは，現在，市の福祉事務所で行なっています。ただ芦屋市の場合は，ここ何年かはDVを理由とする一時保護はありません。他の理由では何件かありますが，DVに関してはないということです。もしあった場合には，福祉事務所で行なうということです。それから一時保護に至らないような場合でも，被害が緊迫している場合，警察との連携をとりながら，支援を行なっていかなければならないこともあります。警察には緊急時の登録制度というものがあります。そういうことをご案内しながら，緊急時にそなえていきたいということです。それから，保健・福祉関係者，医療機関，学校等関係者との連携で，今申し上げたような関係機関というのは，DVの被害を発見しやすい立場にあります。また児童虐待の被害もある場合には，市のこども課が持っている要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談室，それから，学校等の関係者と連携を図って，子どもの安全確保に努めます。

27ページ「(2) 保護命令等に関する支援」で，保護命令というのは，裁判所で行なうのですが，その申立てを被害者が望む場合には，保護命令制度に関して，わかりやすく情報提供をしたり，あるいは，実際に申立てをする場合に諸手続き等についての助言もできたらと考えています。

28ページ「(3) 被害者の情報の保護」で，被害者が相談に来られたとき，情報管理を徹底するということが何よりも大切であると考えています。庁内の機関でも話し合われたのですが，被害者かなと思ったときにどのように情報をつないでいくのか，あるいは被害者の基本的な情報をどのように徹底して管理していくのか，被害者に関

する情報というものは、基本的にその情報を受けたところがきちりと管理していかななくてはならないものです。それとともに、DVの専門ではないところに相談に来た場合には、専門のところとして相談機関がありますと適切に情報提供をしていただいて、そこにつないでいくということが必要になってきます。その前提の中で、現在、芦屋市において、どこの行政機関においてもそうですが、「住民基本台帳閲覧等の制限」というものがあります。これはDV被害者、ストーカー被害者の転居先等の情報を保護するため、加害者からの請求については、閲覧等を制限する措置を講ずるものです。

「庁内関係部局における情報管理の徹底」で、国保、医療、国民年金などは住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行なっているのですが、そういうところについても情報管理の徹底を図っていくということです。それから他の機関、特に被害者に子どもがいるような場合、就学の情報についても情報管理の徹底を図っていかなくてはならないことですので、これは国からも通知が出て、現在も情報管理の徹底を図られているのですが、あらためてこういった機関の中でも情報管理の徹底を継続して確立するということです。それから、行政内部のほかには他の機関、警察や場合によっては近隣市町村などと広域的な連携を図っていかなければならない場合もあり得ますので、そのような場合においても、情報管理については徹底していくということです。

29ページ「基本目標3 被害者の自立支援（1）自立支援に向けた関係機関との連絡・調整」で、安定した生活を取り戻すために、自立に向けた支援をしていくのですが、その中で、色々な福祉施策や住居に関する情報提供などをコーディネートしながら自立した生活に向けて支援していかなければならないので、で挙げているのは、支援センターの機能を整備していく中で、そこを中心に関係機関と連絡、調整を行ないながら、そういうコーディネートをしていくということです。

「経済的支援等に関する情報提供」では、給付や貸付など、経済的支援に関する情報提供、説明を行なっていく、そういったことが支援センターの機能になっていくということです。

「（2）生活の安定に向けた支援」は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等の施策や、子ども手当、児童扶養手当、介護保険などの福祉の制度、給付を適切に活用していくということです。

30ページ「保険、医療、年金等に関する情報提供、支援」は、生活していくうえで国民健康保険への加入や、医療助成の手続き等が必要な場合があり、そういうところとの連携を図り、必要な場合にはその手続きのため同行支援も支援センターの機能として必要になってくるということです。

「司法手続きに関する情報提供、支援」は、司法手続きを本人が望まれた場合に、その手続きをするための情報提供をしたり、また経済的な困難を抱えている被害者には法テラスで無料の法律相談援助をされているので、そういう情報提供もしていきたいということです。

31ページ「(3)住居確保に向けた支援」ですが、これは実際難しいところで、住居というのはなかなか確保がしにくいものです。市には市営住宅があるのですが、市営住宅そのものが満杯の状態であるというのが現実としてあります。色々な困難を抱えたかたがおられる中で、情報提供をいろんな形でしていかななくてはならないということです。ですから、県営住宅や公営住宅などを含めた情報提供を行なっていくということ、それから、県と連携をして、県の計画の中では、ステップハウスを視野に入れています。ただ件数は少ないので、現実の件数としては結びつきにくいところがあるのですが、兵庫県の基本計画の中では、ステップハウスを整備していかななくてはならないと、方向性を出しておられますので、そういう情報提供も行ないながら、すすめていきたいということです。

32ページ「(4)就労に向けた支援」ですが、個々の生活を安定させていくためには住居とか就労とか経済的な部分が非常に大きいところです。今現在もハローワークとの連携はしているのですが、就労に関する情報の提供ができるように、ハローワークやマザーズハローワークとの連携も続けていきたいと思っています。昨年度から西宮ハローワークの呼びかけに参画して、男女共同参画推進担当のほか、こども課、経済課が入り、協議会を立ち上げていますので、今後も連携を続けていきたいと思っています。また、就職セミナー、就労セミナーあるいは色々な相談などの事業もやっていきたいと考えています。県にはチャレンジ相談というものがあり、これは直接の就労相談事業ではないのですが、新たに起業したり、地域活動などをしたい場合の相談がありますので、そういった情報提供をしたり、また、近隣のセンターなどでも定期的にチャレンジ相談をしているので、そういった情報提供をしながらやっていきたいと考えています。今年度、芦屋市男女共同参画センターでもチャレンジ相談を、夏の就労支援パソコン講座の時にあわせて実施しております。その時には非常に評判がよくて、機会があればまたやって欲しいというお声もいただいておりますので、そういったことも考えていきたいと思っています。

33ページ「(5)心身の回復に向けた支援」「(6)子どもへの支援」で、配偶者からの暴力というのは身体的な暴力というのはすぐに思い浮かび、イメージされるかと思いますが、実際に被害が深刻化するというのは、心に対する暴力で、非常に被害者を傷つけますし、傷つけられることによって被害者が生きていく力がなくなってしまうような場合もあります。そういった場合にはカウンセリングをしながら、場合によっては健康福祉事務所や県のこころのケアセンターなどの専門機関と連携したり、医療機関等を結びながら支援していきます。子どもへの支援ですが、被害者に子どもがおられる場合には、就学や保育の問題が出てきます。教育を受ける権利というのは、子どもがいるところで、住民登録があってもなくても、保障されています。住民登録がない場合でも子どもが安全に就学できるように、さきほどの情報管理もそうですが、被害者、同伴する子どもの安全確保を図るために、情報管理も徹底してやっていかなければならないということ、それから子どもの心のケアも配慮してやっていかなければならないということです。

34ページ「子育て支援に関する情報提供の充実」で、就学、保育、子育て支援サービスの情報提供について、住民登録がなされていない場合でも、実際に居住していれば、乳幼児健診、予防接種を受けることができます。住民登録がないからといって乳幼児健診を受ける機会を逃してしまうということがないように、積極的に情報提供しながら、特に乳児の場合、健診は子どもの発達において重要になりますので、伝えていきたいと思います。

35ページの「基本目標4 啓発の推進」は、平等に向けた社会的な取組の中で必要になってくる部分で、ひとつひとつ地道に前に進んでいかないと社会の中からDVが減らない、あるいは男女共同参画社会を進めることができず、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動が必要ということです。

36ページ「(2)学校等における啓発・教育の推進」で、次の世代にDVを残さない、DVを発生させない、そのためには学校等における啓発教育の推進が非常に大切であるということです。学校はなかなか難しい部分もあって、授業は教育要領等で決められており、DVのことを授業の中に取り入れてくださいとなかなか申し上げにくいところもあるのですが、デートDVの啓発や教職員皆さんへの啓発・教育など、そういうものを取り組むことによって、学校の中での啓発、教育の推進を進めていきたいです。

37ページの基本目標5は、DVの支援に携わる関係機関の連携、人材の育成ということで、さきほどから申し上げている県と市の役割分担で、市単独ではなかなかこういう支援はできないので、色々な関係機関、警察、それから近隣市、そういったところとも連携しながら、場合によっては広域連携、芦屋市の中にある関係機関のネットワークの構築、それから実務者レベルでの緊密な連携、そういうことを進めていきたいということです。

38ページ「(2)支援者の育成」では、被害者支援にかかわる人材の育成に努めていきたいということです。

長くなりましたけれども、ご説明は以上です。

高島会長：ありがとうございます。詳しくご説明いただきましたけれども、どこからでも結構です。この中間まとめについて考えられた問題点やこういったことを付け加えて欲しいとか、こんなことはどうなっているとか、色々なご質問とか問題提起をしてください。

中山委員：単純な質問からでもいいですか。理解するうえで、24ページの表の「区分」で、「新規」はこれから作られるか、組織をもたれる等わかるのですが、「充実」と「継続」の違いは何ですか。

事務局/岡田：「充実」というのは今も事業や施策をやっていて、それをもう少し、より進めていかなくってはならないという意味です。「継続」というのは今ある形を継続していけば、うまく連携を図っていくことができるという意味です。例えば、24ページ表中が「継続」になっています。「高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実」ということで、今現在、芦屋市では権利擁護支援センターが保健福祉センターの

中にあるのですが、高齢者や障がいにより判断能力が低下している場合には、権利擁護支援センターがそのかたへの権利擁護を図っていくというものです。特に高齢者で認知症を発症した場合には、この計画の施策で対応していくよりは、介護保険を含めた高齢者の福祉の分野で対応にあたった方がより適切な対応ができると思います。そのような場合には、今ある権利擁護支援センターとの連携を図り、今現在も連携は図っているのですが、連携を続けていくという施策の方向性をもっているということです。

中山委員：あとひとついいですか。18ページの「男女間における暴力を防止するために必要なこと」というところですが、このアンケートの回答は複数回答なんですね。

事務局／岡田：そうです、複数回答です。

堀委員：2ページの「3 本市におけるこれまでの取組」というところの下から4行目の「福祉事務所」とありますが、これは何ですか。

事務局／岡田：保健福祉部のことです。法律上福祉事務所という書き方をするので、そのように書いていますが、市の中でいうと保健福祉部のことで、高年福祉課やこども課のことです。

堀委員：わかりました。それともうひとつですが、「芦屋市の相談窓口」で、DVに関する相談は男女共同参画センターということですが、自分の立場とすると自治会長をやっていますので、万が一こういうことがあったときにはこちらに相談してください、ということ伝えてもいいわけですね。

事務局／岡田：難しいのは被害者が大人であるということです。子どもの場合は、児童虐待を発見した者が、虐待の有無を確認するのではなく、虐待かもしれないと思えば通報してください、となっています。それがDVの場合は大人ですので、被害者も加害者も、多くの場合大人になりますので、言い方が難しいというのがあります。本人に相談する意思がなければ周りが言っても、拒む人は相談に行かないでしょうし、非常にデリケートな部分ではあります。一定の関係性があるかただったら、ここに相談場所がありますよとお伝えすると、被害者が受け入れてくれる場合はいいのですが、受け入れられない場合もあると思います。こういう相談場所があるということを言っただけのような状況であれば、情報提供として言っただけならいいと思います。それによって相談をするかどうかは、ご本人が最終的に決めることになります。こういう相談場所があるということは、地域の皆さんも頭の隅の中にいれていただいて、情報提供できるような場合にはおっしゃっていただけたらと思います。

堀委員：先ほどのお困りです課でもいいということですか。

事務局／岡田：お困りです課というのは色々な相談窓口ですので、ちょっと相談をしたいというときにはいいのですが、明らかにDV相談で、本人もそう思っているときには、ご本人から相談を頂きたい。今現在、センターで行なっている相談は、専門の女性相談員に、決められた日、時間に来てもらっていますので、あらかじめ相談の予約をいただかないといけません。相談時間は50分間となります。すぐに相談ができるというものではありませんので、まずは予約の電話を入れていただくということに

なります。今すぐに電話相談したいという場合には、兵庫県などで電話相談を行なっていますので、お急ぎのかたや電話相談のご希望があれば、そういうところをご案内しています。

西川委員：今見せていただけてまず思ったことは、被害者の個々の視点というところでは頑張っていると思うのですが、予防・防止という視点がものすごく弱い、これだけのものがあって、予防・防止は35, 36, 37, 38ページの4ページだけです。暴力もDVも加害者がいなければ起こらないので、加害者を作らないという視点が全くここにはないと思いました。加害者がいなければ起こらないということと言うと、現在の加害者を更正していくということはものすごく難しいことだと思うのですが、やっぱり取り組まなければいけないことだと思います。それと、さらに将来の加害者を作らない教育という視点がまるで入っていないということが啓発の教育の推進のところ、人権について男女共同参画社会の推進、DVについての正しい知識の啓発はここに入るのかなと思いますが、学校教育の中で暴力というのは何なんだということを教えるということと、暴力というのは感情のディスコミュニケーションなんですね。コミュニケーションがとれないから暴力になる、やっぱりコミュニケーションをとれる人を作っていかなければいけないと思います。そうすると、学校教育の中でコミュニケーションがスキルアップできる状態、自分の感情を読み解くという教育をしていく必要があると思います。カナダでは、小学校の低学年で、国語の時間に自分の感情を読み解くために、どういうときにこういう感情になるか、感情の言葉を100個以上教えていて、それが暴力防止の施策につながっているんです。そういうことが全くないというのが、まずひとつ愕然としました。そういうことにも取り組んでいただきたいし、学校教育だけでなく、市民レベルの中で自分のコミュニケーションの能力を上げていくとか、感情をちゃんと表現していき、暴力に頼らないで問題解決していく視点をもった啓発をしていくことが必要だと感じました。今のところ、これを見て感じたことは以上です。

中山委員：それと関連ですが、啓発・防止の点で私も疑問に思いました。この問題は、行政として、どれだけ件数、割合的に必要なのかわかりませんが、やはりDV防止の啓発はしていかななくてはならないと思いますし、今の状態では決して良いとは思いません。本当に困った人は身近なところから相談し、どうしてもだめだったら、例えば、弁護士やその他のところで相談したり、また、発見するのは医者かもしれません。ただこれで100パーセントいいとは思いませんし、甘いのもかもしれませんが、とりあえず今の状態で様子をもていいと思います。役所の役割上、本当にあてにされているのか、あてにされるようにやっていると思うのですが、実際に起こったDV事件を考えると、市が支援できる体制を先に充実させるということ、ネットワーク作りを含めて、今やるべきことはそれではないかと思います。

高島会長：他には、これに関連してどうですか。

村上委員：これに関連して、加害者についての教育は必要だと感じました。推進のところ、子どもたち、若年層への人権尊重の教育というのは大事だとは思いますが、それと

抱き合わせで、保護者側の意識改革というのも重要なと思います。周りの大人の意見に左右されて育っているところがとても多いと思うので、特に幼稚園、小学生、中学生は、保護者や養育者の意見がとても反映されていると思うので、学校教育で子どもたちへの教育をしたとしても保護者が従来通りの教育をしていくと、なかなか効果があげられないのではないかと思います。子どもたちへの教育と同時に、保護者に対してのDVに対する講座、人権教育等を手厚くしていけばいいのではないかと思います。

高島会長：「保護者」というのは35ページの「家庭・地域・職場等への啓発活動」の中に入るのかと思います。学校教育の中に保護者を入れてもいいかもしれません。

村上委員：自分自身に置き換えて考えてみると、「保護者」が市民レベルでの意識改革という点で「家庭・地域・職場等への啓発活動」というところからもれてしまう感じがします。保護者として意識改革というところで、学校教育というところに啓発があれば関心が高いように思えます。

高島会長：私は西川委員のご意見よりも中山委員の意見に傾くのですが、なかなか学校、教育委員会に入りがたく、ここに書いてももちろんいいのですが、ここは整理し直すとして、もう少し皆さんのご意見を聞いてみましょう。

宮地委員：先ほど西川委員が指摘された学校教育におけるDVの取り扱いについては、原案策定委員会でもかなり意見が出ました。私自身もこの部分は非常に不十分だという意見を申し上げました。その一番の問題は、「デートDVの啓発」という形になっていて、「DV」というのがないんです。DVについては、36ページ「人権教育の推進」に「次の世代にDVを残さないために」という文言と、の2行目の「配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供する」になっています。DVについて積極的に考える機会を提供するだけではだめで、まずはDV自体が許されないことなんだという視点を据えないといけないと思います。デートDVの啓発にすごく重点を置かれていますが、基本はDVだと思いますので、そのひとつの形としてデートDVはあると思います。DV自体に対してのきちんとした位置づけがされていないのではないかという意見を申し上げたら、それはやはり現場の非常にしんどい状況を反映されているんですね。というのは、これは大阪での経験ですが、大阪の弁護士会が高校での法教育のマニュアルを作ったのですが、そのマニュアルの中にDVの問題が欠落していたのでその理由を聞くと、現場の先生方が子どもに対してDVを教えると、家庭の中でDVを抱えている子がいたらそれを先生方が抱えきれない、だからやめてくれと言われると、そんな現実があるんですね。私たちからすると、すごくトーンダウンしているように思われるのは、そういう現場でのしんどさも背景にあると理解しました。ただ、私はまだ不十分だと思いますし、前回の策定委員会でも私以外でもそういう意見を出されているかとおられました。正直なところ矛盾していると思うのが、早期発見という点からいくと、学校現場が一番早期発見ができるところで、その早期発見は何かというと、まずは子どもたちにDVは許されないんだと教えることによって、自分の家庭の中にDVがあれば、それこそそこから早期発見につ

ながりますし、本当にしんどい子供たちの間に先生が入って、そこから変えていくことができれば、それこそ早期発見だと思います。やはり結局そこまでの力量が先生方にまだなく、そういう先生方を支える体制もないので、このレベルなのかなと理解しました。ただそれは非常に不十分であるという意見は申し上げました。

堀委員：私のところは熟年夫婦ですが、今の時代のDVの一番の原因は何でしょうか。経済的な理由や、もともと暴力をふるいやすい性格だとありますよね。

宮地委員：基本的には男女差別、いわゆる女性蔑視があると思います。

事務局／岡田：夫婦が対等な立場であれば2人で色々な困難も乗り越えられると思うのですが、支配関係の中では、片一方のうっぴんを片一方で晴らしてしまうということになり、家庭の中で夫婦2人の関係が対等ではない、支配と被支配の関係ということが原因ではないでしょうか。

高島会長：堀委員がおっしゃられている具体的にDVが起こるきっかけ、発端の底辺にあるのは宮地委員がおっしゃったことなんですね。やはり社会的な上下関係です。それがあるから女性は殴ってもいいという考えがある。

中井委員：最近であれば考えられるのは貧困であるとか、夫の仕事がうまくいかないとか、失業したりしたとかでイライラして妻を殴って、妻は住むところがなくなったりしてということがありますね。

宮地委員：DVは貧困でなくても、どんなことでもありえます。かなりハイレベルな家庭でもありますので、経済的な原因があっただからDVが起こるということではないんです。いわゆる女性蔑視があっって、女性を所有物のように思っていて自分の要求は全部従わせるという支配服従の関係があっって、そういう関係の中ではどんな些細なことでもDVの理由になります。

竹内委員：男性がやられているケースもあるみたいですね。

中山委員：自分自身は控えめだと思っけていても、奥さんはひょっとしたら不満かもしれないですよ。

村上委員：子どもたちに女はこうすべき、男だから泣いたら恥ずかしいんだ等、そういう言動を見たり聞いたりするので、そのような考えが社会通念としてまだまだ残っけていて、子どもたちにすごく影響を与えているんだなと保護者として感じます。そういう言動をする子どもたちを取り巻く大人たちが思っけているんでしゅうし、あるいはメディア、テレビなどで自然に映し出されてそれを見聞きして、そういう発言をしているのかなと感じることが結構あります。

事務局／岡田：生活していくうえで、経済的なことだけでなく、色々な困難があると思っけています。そういうときに対等に2人でやっけていく家庭ではDVはないと思っけています。人格者で、非常に社会的地位があるかたでも、相手がいうことを聞いて当たり前、自分の思っけてように動っけてくれて当たり前というご家庭はDVという形になっけてあらわれているのかなと思っけています。

高島会長：暴力というのも力関係でくるパワーハラスメントの一種だと思っけています。だからコミュニケーションのスキルを高めるといっけていうのも軽減する要因にはなるでしゅうが、基

本的にはパワーハラスメントですね。

西川委員：パワーを持った力関係の中で暴力は起こりますので、パワーを持った方が持っていない方に自分の不満をぶつけてしまうということです。それでなぜそういうことが起きるのかと言うと、力を持った方が自分の感情をコントロールできない人が増えているということだと思います。本来だったら、コミュニケーションをとって言葉で問題解決する能力を高めれば暴力にはならないのですが、自分のコミュニケーションがとれずに色んなやり方で相手に対して、力で自分が優位に立とうとするんですね。ただ、皆さんの話を聞いていたら私には自分は全く関係のないところで、加害者には絶対にならないというように聞こえるのですが、私は自分の暴力性をすごく分かっていますし、自分が子どもを育てていく中で、自分がこれは虐待かもしれないということを一ぱいしてきました。そのときになぜこんなことをしてしまったんだろうと思ったときに、自分がすごく不満を持っていたり、いろいろ社会的な困難があったり、そのときに自分より立場の弱い子どもにあたる、だから自分の気持ちが安定しているときには起こらないのですが、イライラしているときに起こるということが同じことをしてもあります。それはやっぱり暴力性だと思います。そのときに自分が暴力性を発揮したか発揮しなかったかを見返すことができるか、その能力があるかでDVになるかならないかが決まってくると思います。DVの加害者たちは感情をコントロールするのがとても苦手だと思います。感情をコントロールできないというのが暴力につながっていきますので、感情をコントロールするスキルというのは絶対に必要なものです。加害者がいなければ被害者はいないのに、被害者支援ばかりやっても、今子どもたちを見ても感情をコントロールできない、コミュニケーションがとれない子どもたちが増えています。そのまま放置していたら、どんどん被害者が増えていくのではないかなという懸念もあります。学校教育でなくても、ここの場を使って何かそういうことをしていき、DVは暴力なんだというところから、暴力を使わずに人間関係を作っていくという啓発が必要ではないかなと思います。その部分が抜け落ちているなと思いました。人材育成を含めて4ページだけというのは、基本計画のバランスの悪さを感じました。もっと加害者を作らない視点があってもいいなと思います。それからもうひとつ、このDV相談カードを配られているんですね。

事務局/岡田：DV防止キャンペーンで配ったり、市の施設のトイレに置いたりしています。

西川委員：以前にも同じことを言ったと思うのですが、なぜカードにルビが打っていないのかがすごくひっかかります。芦屋市の中には在日外国人のかたや漢字の読めないかたもおられるという視点がない。それから知的障がいのかたの中には、ルビがなかったら全く読めないかたもいる、こういった人たちにこのカードが渡っても何の意味もないのではないかと思います。他市では中国語や韓国語で書いてあるものが配ってあるのを見かけますので、そういう取組も必要ではないかと感じました。読めて当たり前という前提で配っていますね。

村上委員：その相談カードについて疑問に思ったのが、市の関連施設の女子トイレにあるのはいつも見て知っているのですが、DV相談カードと認識されているのかなと疑問に

思います。私の場合，そこに置いてあるだけなので何か分からなくて，本当に切羽詰った人がそれに対して何だろうと見るのかなと疑問に思いました。もう少し目立つよう，カード自体でなくても置いてあるところに何か目立つように工夫をしたら，必要な人の目に付くのではないかと思います。あと，トイレにいつ行っても同じような量があるのですが，どのくらいの割合で減っていて，どのように補充しているのか疑問に思いました。本当に減っているのかなと思いました。

事務局/岡田：カードを見ましたと相談の電話がかかってくることもあります。カードをご覧になってくださっているんだと思います。補充に関しては，連絡便などで行っています。もっといろんな場所にカードを置いたらいいのではないかという意見が庁内でもあるのですが，様子をみながら徐々にやっています。例えば，トイレの個室の中に置いて，カードをばらまいてしまい，トイレが詰まったときにどうするのか等の管理上の問題や，あるいは公共施設はちゃんと話をしてカードを置かせてもらっているのですが，民間の色々な商業施設に対しては，趣旨はこちらから説明してカードを置かせてくださいと言うのですが，例えば，掃除のときに，カードを何も考えずに男性トイレに置いてしまうとか，そういったことがないわけではないので，そういういろんなことを考えて様子をみながら徐々に置く場所を増やしていっているのが今の状況です。

堀委員：先ほどの件ですが，参考資料として，年齢別で20代，30代，40代，50代，60代というような内訳を出していただけないかと思います。芦屋市ではなくて，国全体の年齢層です。

宮地委員：加害者の年齢層ですか。

堀委員：加害者被害者両方ともです。加害者と被害者の年齢層はほとんど一緒ですよ。

宮地委員：私は常時DVを取り扱っていますが，あまり年齢層でどこが多いとか偏りはないです。若い層でもあります。DVは昔のことという感じは全くないです。

堀委員：昔のほうが多かったのではないですか。

宮地委員：いいえ，年齢的には若い世代であっても，変わりはないです。若い世代が減ってきたという感じはしないです。DVを扱っていて，実感としてどの年齢層が多いというのはないです。私の事務所の場合は離婚事件の8割くらいがDV事件です。

高島会長：36ページ(2)の「人権教育の推進」のところですが，現在，教育委員会が策定中の教育振興基本計画を踏まえると，大体こういう言葉が出てくるんですね。芦屋市は教育委員会に男女共同参画を推進するための教育の基本計画はないんですか。

事務局/岡田：芦屋市にはないです。

高島会長：だいぶ前に兵庫県は作りました。それだったらこの文章が違ってくると思います。もうちょっとはっきりと男女共同参画の理念を書けるとと思います。教育委員会の文章は大体，非常に抽象的です。やっぱりDVというのは虐待です。英語で言ったらabuseで，abuseというのは虐待です。Abuse of positionというのがパワーハラメントです。abuseだけだと子どもや女性に対する性的暴力も含まれます。Abuse of childが児童虐待です。Abuse the earthは自然支配です。支配服従はすべてabuseで表し

ます。DVはやっぱり力関係の中での虐待です。その認識ははっきりしないといけません。その中で暴力に手を出さないように訓練，トレーニングする，スキルを高めるといことがあるのでしょうが，そういうことを書いた方がよければ付け足してもいいと思います。このところの文言を男女共同参画推進の立場から書きたいですね。教育委員会との関係もあります。

中山委員：宮地委員が先ほどおっしゃられましたが，学校の先生は本来業務があり，色々と負担があるからこれ以上増やしたくないというのが本音なんですか。

宮地委員：先生方と直接話したことはないですが，推測ではクラスの中でDV被害の生徒がいたときに，DVの話をしたら私の家がそうだということになって，その家庭をどうサポートしていくのか，救出していくのかというと，担任の先生だけでは抱えきれない問題だと思います。だからこそ前回の委員会では教職員の啓発もしていたらそこからという話があったのですが，そういう綺麗ごとと，現場の今の先生方が業務多忙で疲弊しています。そういう中で，DVの問題まで持ってこられたらとてもじゃないけど対応しきれない，という意識があるのではないかと思います。

中山委員：例えば，色んなツールで，発見者，相談は先生だけれども，つないでいけばいいんだということになれば，解決する話ではないのですか。

宮地委員：その問題はおそらくそう簡単なことではなくて，学校の先生は一方の保護者とだけ接しているのではなく，両保護者と接するので，もし母親側にたって先生が対応したときに父親からすごいクレームが来るかもわからない，そういう困難さがあります。一方から聞いてここへつないだらいいではすまない，生徒の家庭を丸ごと，両保護者と接することになりますので。だから先生が生徒の家庭に入っていくことは，ひときわ困難さがあると，私は推測しています。

高島会長：先生が課題としているのは子ども自身です。だからその背景にある親の問題まで引きずりたくないという思いがあると思います。

中山委員：一方では，早期発見ができる場であるので，出所はわからないようにするとか，どこかで専門家が介入するとか。

宮地委員：だからそのためにも，まずは充実したものが求められるのに，そういうものがないときに生徒に自覚させることだけして，後は何もしなかったらいったいどうなるんだということですね。現場の悩みが出ているのだとは思いますが。

中井委員：ただそうなると，子供たちはどこで暴力がだめであることを学ぶかが問題になってくると思います。

村上委員：子どもたちに教えないと，次の世代に同じことを繰り返してしまうので，暴力がいけないという教育はきっちりしていくべきですが，先生の負担は保護者としてすごく感じます。先ほど宮地委員が言われたように片方の親だけではなく，両方の親の話しを聞いていると，丸ごと受け取らなくてはいけないということになるのですが，ツールといいですか，便利なものはすぐにはできないと思うのですが，例えば，教育カウンセラーが週に1回という現状なので，教育カウンセラーなどの体制をもう少し厚くするともうちょっと先生の負担が軽くなって生徒のフォローもできるんじゃないか

と思います。教育委員会にしたら、教育カウンセラーの人材が少ないので、対応できないというのがいつものおきまりの返答ですが、これが人材育成にも関わってくると思い、こういうところをちゃんとしていかないといつまでたっても変わらないと思います。

高島会長：先ほど宮地委員がおっしゃったように、先生に力量と覚悟みたいなものが必要ですので、それを担いきれるかということを外からいっても難しいですね。村上委員が今、おっしゃったように、具体的に学校カウンセラーを置いて、もっと活用していけるように、側面から力をつけていって、先生方にも頑張ってもらいたいということですね。人権教育のところを書き直せますか。暴力の問題に関しては、abuse の問題と書かれたらいいのですが。あれは虐待です。このあたりがすごく抽象的な言葉ですね。

中山委員：これは計画の範囲ではないかもしれませんが、児童虐待のところで、子育ての際に、母親が子どもを死ぬまで放っておくという事件がありますが、そういうことが関連としてこの計画に入っていないのか、それとも関連付けておいた方がいいのかをお聞きしたいです。26ページに一部は入っていますが。夫婦間が問題で、虐待が起こるかもしれないし。

高島会長：色々な要因がありますね。

事務局/岡田：現在の認識としては、DVの行為を見せるということ自体が、児童虐待そのものです。家庭の中で片方の親がもう片方を支配コントロールした状態を見せること自体が子供の人格形成、成長にとって児童虐待そのものであるという認識です。だからその認識を踏まえたうえで、計画しているのですが、ここでは児童虐待に対する直接的なことを述べる計画ではないです。市の施策で言えば、児童虐待はこども課が中心になり、相談室をもって要保護児童対策地域協議会でその対応にあたっているのです。関連もありますし、今後のネットワークで協力することを前提にしながらやっています。特に子どもさんがおられる場合には、こども課の施策から切り離してはできませんので。

高島会長：37ページの で、DV防止ネットワークを作る協議会を立ちあげることが書かれていて、これは支援センターの機能を充実させていくのと並行していく、まだ立ち上げていないということですか。

事務局/岡田：現在、市の中にあるのがDVの相談だけでなく、色々な相談窓口の担当者が集まり、連絡会ということで、こういう形で相談を受けていますというように、お互いに情報を共有する場があります。それは実務者レベルの話で、そんなに回数が多いわけではありません。それをもうちょっと充実させることと、今後は関係機関、外部の警察なども含めてネットワークの協議会を作っていきたいと思います。それからこれはもう少し、将来的になるかもしれませんが、兵庫県や近隣市などを含めて、ネットワーク化といいますか、関係性をもったものを作っていきたいと思います。

高島会長：要保護児童対策地域協議会というのは、堀委員が関わっておられるんですか。

事務局/岡田：地域の方々が関わっておられます。要保護児童対策地域協議会は児童相談所、医師、歯科医師、行政の関係機関、病院、地域、民生・児童委員等そういうかたが入

った協議会です。そこで実際の流れをみながら、実際のケア、対応にあたっていくのが家庭児童相談室で、児童相談所と連携をとりながら、子どもの措置について考えていくというものです。

高島会長：自立支援というのが非常に大きなウエートを占めています。整合すべき、福祉とか、3ページの図にあったように芦屋市全体の構想があるわけですね。労政というものはあるのですか。

事務局/岡田：労政というのは、労働のことでしょうか。労働の関係は経済課です。

高島会長：そこが出しているキャリアアップの支援などはないですか。

事務局/竹内：経済課はそういう支援はやっていないです。

高島会長：そうしたら就業支援は芦屋市としてはしていないのですか。

事務局/竹内：障がいのあるかたの就労支援はありますが、それ以外は商工会にお願いしている状況です。

高島会長：では商工会が女性のキャリアアップみたいなことをやっているのですか。

事務局/岡田：この前、商工会で女性のための起業講座をやっておられました。男女共同参画センター、上宮川文化センターでは、就労支援のパソコン講座をし、そのような女性支援はやっております。母子の訓練事業を取り入れることは、要件があれば可能であるかと考えております。

高島会長：兵庫県でもやっていますね。

事務局/岡田：やはりこちらで常時対応するのは難しいので、兵庫県も含めて近隣のセンターで今こういう支援事業をやっているという形で情報提供していきます。一年中ひとつのところでずっとやることは難しいので、そういう情報提供をしながらやっています。近隣でしたら、大阪まで足伸ばせば、ドーンセンターでもそういう事業はやっておりますので。

高島会長：その他、お気づきのところはありませんか。

村上委員：15ページの文章の一番下の行で「6割以上の女性はなんらかの相談をしている状況です」というところで、これを読むと6割以上の女性が相談しているからいいというニュアンスに取れて、二次被害のかたもでてくるので、一番多いのが「友人・知人に相談した」ですが、友人や知人は専門家ではないのでそれによって二次被害がでている可能性が高いのではないかと思います。この文章だと、そういう二次被害も含まれないので女性は気軽に相談しやすいからじゃああきらめたらいいじゃないかというニュアンスで読まれたらいやだなと感じました。それからこれも受け取り方ですが、3ページの「4 計画の基本的な視点」のところで、(1)でDVは人権侵害であると挙げていて(2)(3)が子どもや親族も被害者であると繰り返されているのですが、本人、被害者がどこにいったのかなという印象を受けました。周りの人も被害を受けているというのは、これでとてもよくわかりますし、DV防止法でそういう認識も深まってきたと思いますが、まず本人が被害を受けているということですよね。

高島会長：(1)で本人は被害者という記載はされていますが。

村上委員：(1)に記載はされているのですが、そのあとの(2),(3)で周りのことについ

て触れられているので、読んだ印象として、被害者はどこにいったかなとならないかなと思いました。

宮地委員：(2)と(3)は重なっているですね。ここをひとつにしたらいいと思います。

事務局/岡田：ここはわざわざ入れたんです。社会的な面、被害もさることながら、健康面での被害も非常に大きいということの指摘を専門家のかたからいただきまして、わざわざ健康という文言として入れたんです。

西川委員：「(3)DVは」を省いて、「(2)DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。被害者だけでなくその子どもや家族の心身や健康に有害な影響を及ぼすものです。」と続けることはできないですか。(3)の項目をとってしまって、(2)でまとめることはできないですか。

事務局/岡田：健康のところは強調したいと考えています。

中山委員：(2)を省いて、(3)のところを(2)に繰り上げて、例えば「DVは被害者だけでなく、その家族も被害者です。その方たちも精神的に被害を受けます。」というのはどうですか

西川委員：ここはくっつけてもいいと思います。

中山委員：くっつけてもいいですよ。ただ、上段は子どもや親族まで被害者ですと挙げてますから、それだけだったらそれでいいと思います。またその辺は考えてください。

西川委員：繰り返しているような感じがします。

高島会長：二つくっつけても、損傷はないとは思いますが。他にご意見ありますか。ないようでしたら、パブリックコメントにかけてから、もう一度ご意見をいただく機会があります。今日はもう時間ですので、議事はこれで終わらせていただきます。

事務局/岡田：本日ご意見いただきましたもの、前回の原案策定委員会でご意見いただいたものを元に、庁内の本部会議で中間まとめをいたします。その中間まとめを議会に報告した後に、パブリックコメントをするということを広報に載せまして、市民の皆さんから約1ヶ月間ご意見いただくこととなります。いただいたご意見を原案策定委員会、その後、審議会、市議会からもご意見をいただくという流れになっております。次回の審議会は年明けの1月か2月になりますが、よろしく申し上げます。

高島会長：その他何かございますか。ないようでしたら終わらせていただきます。本日のご意見ありがとうございました。

= 閉会 =